

第9回外部有識者会議 議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時: 2006年5月17日(10:00~12:00)
2. 場 所: (株)整理回収機構 大手町本部
3. 出席者:

外部有識者会議委員(五十音順)

井上裕之

片田哲也

成田正路

松下淳一

吉岡睦子

(株)整理回収機構からの出席者

社長 奥野善彦

副社長 志田康雄

専務取締役 福田博志

専務取締役 緒方右武

専務取締役 橋本 聡

専務取締役 富高正信

常勤監査役 重成 侃

常勤監査役 藤田重則

常務執行役員 山川隆久

業務企画部長 高橋信裕

預金保険機構からの出席者

理事 長島 裕

総務部上席調査役 橋川 創

・第8回会議議事録 承認

・整理回収機構の組織及び業務運営上の問題点について

1. コンプライアンス体制の概要
2. 不芳情報等の報告体制について
3. 業務改善計画について

・委員からの発言

RCC から今回のテーマ（「組織及び業務運営上の問題点」）について説明した後に、以下のような意見や質疑応答があった。

コンプライアンス体制の概要・不芳情報等の報告体制について

(RCC) 当社のコンプライアンス体制は、取締役会の下に社外委員2名を含めた7名のメンバーで構成するコンプライアンス委員会を設置しており、事務局として法務コンプライアンス室がある。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項を統轄する組織であり、コンプライアンス規程など、当社のコンプライアンスに関する基本的な規程の制定及び改定や個別の重要案件について審議している。法務コンプライアンス室は、コンプライアンスに関する主管部であり、コンプライアンス状況や個別案件に関する情報収集や調査を行う他、コンプライアンス相談ラインを置き、職員からの相談にも応じている。平成18年4月1日から施行された公益通報者保護法については、コンプライアンス相談ラインに準じた通報ラインを構築済みである。また、コンプライアンスの効率的推進を図るため、総務人事部他の副主管部を置いている。

法務コンプライアンス室では、年度毎にコンプライアンスの実行計画を策定し、行動規範等の制定、「コンプライアンスの手引き」・「コンプライアンス・マニュアル」の作成配布、「法務コンプライアンス・レポート」の発行等

を行っている。

平成16年10月には、従来からの相談ラインを補完ないし拡充するために、コンプライアンス相談社外窓口を設置した。

(委員) 制度としては良くできていると思う。大事なのは単にルールを守ることだけではなく、役職員による情報の共有も必要だと思うが、コンプライアンス委員会での審議内容はどのように伝えるのか。

(RCC) コンプライアンス委員会における審議・報告内容については、拠点長会議や顧問弁護士会議を通じて還元している。また、「法務コンプライアンス・レポート」を作成し、職員への周知徹底を図っており、日々の業務の改善に役立てている。

(RCC) 毎週不芳情報検討会を開催し、部室店における事務ミス・コンプラ疑念案件から債務者からの苦情・要望まで広い意味での不芳情報等の報告を受け、対応関係部室店の検討やコンプライアンス委員会への付議の可否等の検討、部室店における対応状況のフォローアップ等を取扱っている。また、その内容についてコンプライアンス委員会及び経営陣へ定期的に報告を行っている。

(委員) RCCが不良債権の回収を主たる業務としているという特殊性を考えれば、債務者側の主観的・一方的な不満もあるだろう。問題は不芳な情報について、一旦報告ルートに乗れば良いのだが、そのルートに現場で乗せるか否かであり、その客観的な判断が重要だと思う。

(RCC) どんな不芳情報でも上司や本部に速やかに上げるよう徹底指導しており(原則、即日報告)、本部から見ると、報告は必要ないと思われるようなものまで上がってきているというのが実情である。

(委員) 苦情の中には、相手方の一方的な思い込み等もあるだろうから、相手を納得させるのはなかなか難しいのではないかと。

(RCC) 調査をきっちりと行った上で最善と考える対応をしているが、最終的に債務者等の納得を得られないケースもある。

(委員) コンプライアンス委員会まで報告が上がる割合や社外の相談窓口への申

告件数はどの程度か。

(RCC) コンプライアンス委員会は月1回開催しているが、報告件数は毎月3~5件程度である。不芳情報検討会で取扱う不芳情報は事務的なミスに関するものがほとんどである。また、コンプライアンスの社外窓口への相談は設置後1件のみである。

(委員) 苦情等としてRCCの回収現場は、企業再生への関心が薄く、依然として債権回収に偏っているというような話を聞いたこともあるが、その辺りは如何か。

(RCC) 再生可能と認められる企業は再生するというのが基本方針ではあるが、再生計画自体を作成できない債務者も多いというのが実態である。このため、平成17年度からは条件変更についてもより積極的な対応を行っており、年間で約600件の申出に対し約500件を実施済み。企業再生の累計実績約400件と比較しても相当数に上る。今年度もこの方向で更に推進して行く方針である。

業務改善計画について

(RCC) 平成16年3月に福岡支店で不祥事件が発覚したのを契機に、同年5月から金融庁検査を受け、同年8月「業務改善命令」を受けた。同年9月に金融庁に対し『業務改善計画』を提出し、以後3ヶ月毎に計画の履行状況を報告中である。

計画の中には、事務リスク管理態勢の充実・強化として、回収部門と管理部門の分離を掲げているが、RCCの成り立ちが回収に特化した組織であったこともあり、管理部門が手薄で管理体制も未整備だった結果不祥事の早期発見が遅れた面があったので、回収部門と管理部門をきちんと分離することにより相互に牽制機能が働くようにした。また、長期間同一の職員が同一業務に従事することによる弊害の発生を防ぐため、定期異動・ローテーション等を行うよう人事管理の強化・徹底を図っている。これまでご

く短期間で不良債権の買取りを完了させなければならないという事情などがあつたこともあり、管理体制の整備が遅れていたという面もあつた。

(委員) 3ヶ月毎に業務計画の履行状況の報告が必要というのは、相当な負担になると思われるが、いつまで報告を続ければよいのか。回収部門と管理部門の分離や定期異動はもちろん必要なことだが、RCCの成り立ち・存在の特殊性を考えればやむを得ない部分もあるのではないか。

(RCC) 計画が完全に履行されたと判断されるまでは当局に報告の必要があり、現在も報告を継続中である。

以 上
